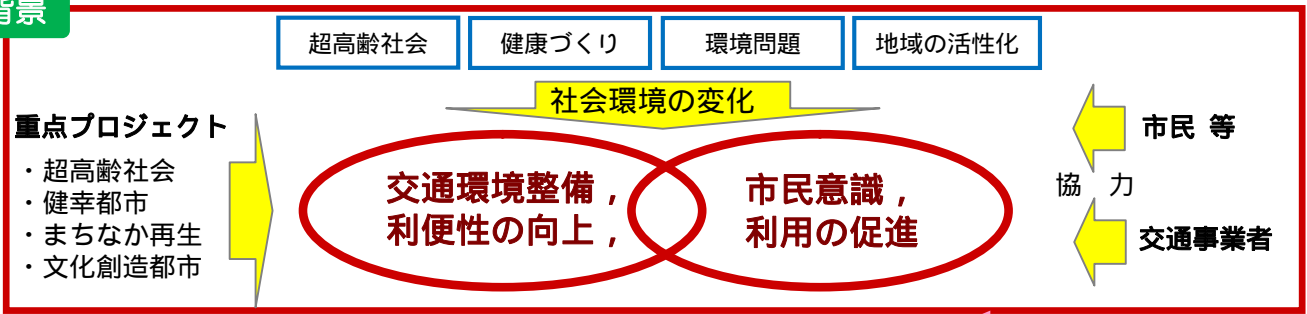


# 新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例について

## 背景



## 条例化

まちづくりの舵をきる

## 条例化して明確にし，市民と目的を共有

基本となる理念 市民、交通事業者及び市等の責務 基本的な施策 など

## 連携・協働によるまちづくりの推進（協定・支援など）

<目次> 第1章 総則（第1条 - 第7条）

第2章 施策の推進に関する基本的事項（第8条・第9条）

第3章 主要な施策（第10条 - 第21条）

第4章 雑則（第22条 - 第24条）

## 目的（第1条）

公共交通や自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくりを推進するため、市、市民、事業者そして公共交通事業者の責務を明かし、基本的な事項を定め効果的に推進することで、過度な自動車利用から転換し、健康で暮らしやすい社会の実現を目指す。

## 基本理念（第3条）

超高齢社会への対応，健康の増進，環境への負荷の低減，交流の拡大及び地域の活性化に資することを配慮しながら，交通環境の整備と歩くこと，自転車・公共交通の自発的な利用が一体となって行われなければならない。

## 責務（第4～7条）

- ①市・・・基本理念に基づき施策を策定し，施策を実施すること。市民等の意見の反映と施策への理解と協力を得ること。
- ②市民・・・移動しやすいまちづくりに理解と関心を深め，市の施策の推進に協力すること。交通ルールを守ること。
- ③事業者・・・事業活動や通勤などで歩行・自転車・公共交通での移動を推進するよう努めること。市の施策の推進に協力すること。
- ④公共交通事業者・・・利便性向上と利用の推進に努めること。市の施策の推進に協力すること。利用者への情報提供と意見の聴取に努めること。

## 施策の基本方針（第8条）

市は，市民，事業者その他関係機関との協働により，次の事項を考慮し施策を推進する。

- (1) 土地の利用方針と交通の連動
- (2) 移動のための各交通手段の特性を踏まえた役割分担及び連携
- (3) 公共交通の需要
- (4) 地域の状況に応じた自動車の通行の部分的な抑制
- (5) 交通安全の確保
- (6) バリアフリー及びユニバーサルデザイン
- (7) 天候その他の自然的条件